

電子入札実施における諸注意

1 予定価格等について

電子入札システムにおける予定価格は「消費税及び地方消費税の額」を含んでおりませんので注意してください。

2 応札金額について

応札金額については契約希望金額の110分の100の金額を入力してください。

システムにおいて応札金額の入力ミスをなくすために、入力した枠の右側に桁や位を表示しています。送信後の入力金額の変更はできませんので注意してください。

3 入札金額見積内訳書について

入札に当たっては、入札書とともに入札金額見積内訳書を提出しなければなりません。

当該入札金額の算出根拠と関係のない内訳書が添付されていた場合無効となりますので注意してください。

例：空白の内訳書や別案件の内訳書等

また、添付ファイルをダウンロードするときは「入札金額見積内訳書」となっていますが、内訳書を作成後はファイル名の頭に自社名をつけて「〇〇建設入札金額内訳書」として任意の場所に保存し入札書に添付してください。

4 質疑及び質疑回答について

質疑及び質疑回答については、埼玉県電子入札共同システムを通じて行います。

質疑のある方は、質疑内容を定められた期日までに入力してください。

また、質疑に対する回答はすべての参加者が閲覧できるようにします。